様式第１号（第６条関係）別紙１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

年　　月　　日

鳥取市長　様

住　　　所

申請者氏名

１　鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年８月５日付第２０１９００１１３１３０号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う鳥取市ふるさと移住支援金交付事業に関する報告及び立入調査について、鳥取県及び鳥取市から求められた場合には、それに応じます。また、住民登録等本補助金の事務遂行上必要な事項について、鳥取市職員が調査することに同意いたします。

２　以下の場合には、鳥取市ふるさと移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の交付申請日から３年未満に鳥取市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に鳥取市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される鳥取市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。